

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
等

募 集 期 間：平成26年12月15日（月）から平成27年1月5日（月）まで

意見等提出件数：4件（うち同意見2件）

意見等提出人数：2名

項 目	意見の概要	市の考え方
(職員の基準及び当該職員の員数) 第3条	<p>地域包括支援センターの職員には、多種多様な役割・業務を遂行することが可能となるような質の高さと量の充実が求められているが、業務量の多さや負担の重さ、職員の不足を感じることが多い。</p> <p>① 3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、国の基準に1人を加える。</p> <p>② 6,000人を超える分については、その超えた人数を1,500で除して得られた数（端数は切り上げ）を員数として加える。</p> <p>といった、国の基準に上乗せした基準を設ける必要がある。</p>	<p>① 地域包括支援センターは平成26年4月からすべてのセンターの運営を専門機関に委託したことから、センターの運営に行政も積極的に支援できるため、支援体制は充実しています。また、被保険者の人数に応じて、今回の条例に規定する職員以外に介護支援専門員を配置するなどの対応をしていくことも考えています。このため国の基準に上乗せした基準を設けることは考えていません。</p> <p>② この規定は、おおむね6,000人を超えるケースについて人員の確保を担保するものであり、何人超過したら増員するとの判断ではなく、あくまでも超過した高齢者人口や相談件数、運営方針等を勘案し総合的に判断します。このため6,000人を超えた場合に直ちに人員を増加することは考えていません。</p>
(職員の基準及び当該職員の員数) 第3条	<p>職員の基準及び員数が示されているものの、センター全体の管理を行うべき職員が位置づけられていない。</p> <p>「センター長（仮称）」を配置し、職員の管理・センター事業全体の調整や実施状況の把握・事業遂行に必要な指揮命令等を行わせる必要がある。</p>	<p>管理者の配置については、委託仕様書において規定しています。今後は、委託仕様書に管理者の責務に関する規定を設けるとともに、センターの運営を評価するに当たり、管理者が適切に役割を果たしているか点検を行っていきます。このため、条例に管理者の責務等に関する規定を設けることは考えていません。</p>